

■ 保険料額の計算例：年金収入のみの人の年間保険料（単身世帯の場合の例）

年金額	120万	160万	180万	200万	220万	240万	300万
所得割額	0	6,146	23,706	41,266	58,826	76,386	129,066
均等割の軽減割合	7割軽減	7割軽減	2割軽減	2割軽減	軽減なし	軽減なし	軽減なし
軽減後の均等割額	14,130	14,130	37,680	37,680	47,100	47,100	47,100
保険料総額 100円未満切捨て	14,100	20,200	61,300	78,900	105,900	123,400	176,100

■ 保険料額計算の具体例（単身世帯の場合の例）

○75歳の単身世帯の人で、年金収入が年額200万円のみの場合。

①均等割額…軽減基準額（下記参照）が＜表＞（3）の基準を超えないため、2割軽減の対象となります。

年金収入 (200万円)	－	公的年金控除 (120万円)	－	年金収入に係る高齢者特別控除 (15万円)	=	軽減基準額 (65万円)
-----------------	---	-------------------	---	--------------------------	---	-----------------

よって47,100円×(1-0.2)=**37,680円** -----【ア】

②所得割額…基礎控除後の総所得金額（下記参照）47万円×8.78%=**41,266円** ---【イ】

年金収入 (200万円)	－	公的年金控除 (120万円)	－	基礎控除 (33万円)	=	基礎控除後の総所得金額 (47万円)
-----------------	---	-------------------	---	----------------	---	-----------------------

よって年間保険料は【ア】+【イ】=**78,900円**となります。(100円未満切捨て)

■ 保険料の納め方

○保険料については原則として、年金から徴収（特別徴収）します。

○ただし、年金額が年額18万円未満の人や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える人については、口座振替等で個別に市町村に納めます。

■ 65歳から74歳の人で、「障害認定」を受け、「老人医療受給者証」をお持ちの人へ

現在老人保健制度に加入している人は、届出をしなくても後期高齢者医療制度において認定を受けたものとみなし、引き続き後期高齢者医療制度の被保険者となります。

ただし、障害認定の取消し申請をすることで、後期高齢者医療制度の被保険者とならないこともできます。(取消し申請の期限は特にありません。)

被用者保険（会社等の保険）に加入している被保険者本人が、後期高齢者医療制度に加入する場合、被保険者の資格は喪失します。それにより被扶養者になっている75歳未満の人も、被扶養者の資格を喪失することになるため、国民健康保険への加入手続きが必要になります。

(例)

被用者保険に加入

夫：被保険者（75歳以上）

妻：被扶養者（75歳未満）

被用者保険の資格を喪失

夫が被用者保険でなくなることに伴い、被扶養者の資格を喪失

平成20年4月以降

夫：後期高齢者医療の被保険者

妻：居住地の国民健康保険に加入
※加入の手続きが必要です。

■ お問い合わせ

大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1731・1741・1771・1773

E-Mail▶oita-kouiki@ever.ocn.ne.jp

ホームページ▶http://www4.ocn.ne.jp/~oita-kou/

国東市役所市民健康課 国保係 ☎0978-72-1111 内線113